

香川県都市公園規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月17日

香川県知事 池田豊人

### 香川県規則第8号

香川県都市公園規則等の一部を改正する規則

(香川県都市公園規則の一部改正)

第1条 香川県都市公園規則(昭和39年香川県規則第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(入園料の免除) 第10条の3 略 2～7 略 <u>8 第5項から前項までの規定による提示は、これらの規定に規定する手帳の情報を表示するものとして知事が別に定めるものの提示をもって、これに代えることができる。</u> 9 略	(入園料の免除) 第10条の3 略 2～7 略  8 略

(かがわ総合リハビリテーションセンター規則の一部改正)

第2条 かがわ総合リハビリテーションセンター規則(昭和61年香川県規則第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(使用料の免除) 第6条 略 2 略 <u>3 前項の規定による提示は、同項に規定する手帳の情報を表示するものとして知事が別に定めるものの提示をもって、これに代えることができる。</u>	(使用料の免除) 第6条 略 2 略

(香川県社会福祉総合センター規則の一部改正)

第3条 香川県社会福祉総合センター規則(平成9年香川県規則第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第10条 略	第10条 略

<p>2～5 略</p> <p><u>6</u> <u>第3項から前項までの規定による提示は、これらの規定に規定する手帳の情報を表示するものとして知事が別に定めるものの提示をもって、これに代えることができる。</u></p> <p>第11条 略</p> <p>2 前条第2項から<u>第6項</u>までの規定は、前項の場合について準用する。</p>	<p>2～5 略</p> <p>第11条 略</p> <p>2 前条第2項から<u>第5項</u>までの規定は、前項の場合について準用する。</p>
--	--

(香川県立東山魁夷せとうち美術館規則の一部改正)

第4条 香川県立東山魁夷せとうち美術館規則(平成19年香川県規則第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(観覧料の免除)</p> <p>第7条 略</p> <p>2～5 略</p> <p><u>6</u> <u>第3項から前項までの規定による提示は、これらの規定に規定する手帳の情報を表示するものとして知事が別に定めるものの提示をもって、これに代えることができる。</u></p> <p><u>7～9</u> 略</p>	<p>(観覧料の免除)</p> <p>第7条 略</p> <p>2～5 略</p> <p><u>6～8</u> 略</p>

(香川県立ミュージアム使用料規則の一部改正)

第5条 香川県立ミュージアム使用料規則(平成25年香川県規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(観覧料の免除)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～5 略</p> <p><u>6</u> <u>第3項から前項までの規定による提示は、これらの規定に規定する手帳の情報を表示するものとして知事が別に定めるものの提示をもって、これに代えることができる。</u></p> <p><u>7～10</u> 略</p>	<p>(観覧料の免除)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～5 略</p> <p><u>6～9</u> 略</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。